

警報等発表時の対応について

平成30年8月21日

教務課

愛媛県立丹原高等学校

- 1 7:00において、「特別警報」あるいは「暴風警報」・「洪水警報」・「暴風雪警報」のいずれかが西条市又は居住地に発表されている場合は、登校準備をして「自宅待機」とする。

その他の警報及び各種の「注意報」が発表されている場合は、安全に配慮して登校する。ただし、安全が確保できないと判断した場合は「自宅待機」とする。その場合は、直ちに学校に連絡する。

- 2 「特別警報」・「暴風警報」・「洪水警報」・「暴風雪警報」が正午までに解除された場合は、安全に十分配慮して登校する。

- 3 「特別警報」・「暴風警報」・「洪水警報」・「暴風雪警報」が正午までに解除されない場合は、当日自宅学習とする。

- 4 列車・バス等公共の交通機関を利用している生徒は、正午までに交通機関が利用できない場合、当日自宅学習とする。

- 5 その他の場合は、必要に応じてホームページ等で連絡する。

- 6 生徒は上記により判断し、原則として学校への問い合わせはしない。

